

北海道選抜チームならびに審判員等の競技会派遣費用に関する規定

一般財団法人 北海道バスケットボール協会

第1条 定義等

本規定において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 北海道選抜チームとは、本会が選手ならびにスタッフを選考し、執行役員会において承認された選手およびスタッフで構成されたチームをいう。
- (2) 地区選抜チームとは、本会基本規定第条に定める第70条「加盟団体」が選考し、当該加盟団体、および本会が承認した選手およびスタッフで構成されたチームをいう。
- (3) ブロック選抜チームとは、本会基本規定第71条に定める「ブロック」が選考し、本会が承認した選手およびスタッフで構成されたチームをいう。
- (4) 前項(1)～(3)のチーム、選手・スタッフの構成人数は、本会が、別に定める。
- (5) 本規定に於いての競技会とは、原則(公財)日本バスケットボール協会(以下、「JBA」という(公財)日本スポーツ協会および本会が主催する大会をいう。
- (6) 審判員とは、JBA公認審判員をいう。

第2条 国民スポーツ大会の派遣費および参加料について

国民スポーツ大会北海道予選会に出場するチーム・選手、スタッフの旅費、宿泊費の支払いおよびチーム・選手の参加料/保険料について、次の各号に定める。

- (1) 旅費および宿泊費の補助額ならびにその支給方法は、専務理事が別に定める。
- (2) 北海道予選会の個人保険料および参加料(北海道スポーツ協会納入分)の支払いについて、専務理事が別に定める。
- 2 国民スポーツ大会(本大会)に出場の北海道選抜チームの交通費・宿泊費ならびに参加料について、次の各号に定める。
 - (1) (公財)北海道スポーツ協会(北海道)からの派遣交通費・宿泊費が支給される、監督1名、選手12名の計13名以外、種別毎に本会が選考した、原則、チームスタッフとして、コーチ1名、マネージャー1名の計2名を派遣する。その交通費・宿泊費は、北海道スポーツ協会の派遣費を上限に、これを支払う。
 - (2) 大会参加料は、本会が一括して日本スポーツ協会へ納入する。
- 3 第1条(5)に定める競技会(育成事業含)の派遣費および参加料は、事業毎専務理事が別に定める。

第3条 【審判稼働費(謝金)ならびに派遣補助費】

本会が主催/主管する大会の審判稼働費(謝金)は、下表、①～⑤のJBA審判ライセンス(級)を基準に算出する。その額を以下の表に定める。

① S級ライセンス	3,000円
② A級ライセンス	2,000円
③ B級ライセンス	1,500円
④ C級ライセンス	1,000円
⑤ D級ライセンス	500円

※ 原則、3POで実施する競技会も上記に準ずる。

第4条 競技会審判派遣補助費

競技会等の審判派遣補助費を、次の各号に定める

- (1) 競技会派遣(招集)審判員の交通費は、本会が別に定める(一般会計・各種会計、予算策定・執行「運用内規」)1.の定めに従うものとする。
- (2) 講習会受講を兼ねる稼働審判員の交通費補助は、本会旅費規定の50%を上限とし、その額は専務理事が別に定める。
- (3) 宿泊先の手配(原則、2ヶ月前までに事務局へ申請)、ならびに宿泊費の精算は、原則、本会が一括しておこなう。ただし、諸事情により、宿泊を本人、または委員会等が取り纏め、本会を通さず、旅行代理店、または直接宿泊先に手配する場合、宿泊初日の2ヶ月前までに本会事務局へ連絡し、調整するものとする。なお、連絡期限が過ぎた場合、若しくは連絡がない場合、原則、宿泊費は、一泊10,000円(政令指定都市「12,000円」)を上限とし、支払いは、実費

精算（領収書対応）とする。また、実家ならびに知り合い宅などに宿泊する場合、その費用とし、3,000 円/1 泊を支払う。

- (4) 稼働審判員への、上記(1)～(3)の審判稼働費、交通費ならびに宿泊費は、本会会計より、原則、銀行等への振り込みで決済する。
 - (5) チームの帯同審判員が、帯同担当ゲーム審判以外に稼働する場合、原則、交通費は、支給しない。ただし、この場合に延泊が発生する場合は、宿泊費補助の対象とすることができる。その額は、専務理事が別に定める。
 - (6) 競技会招集審判員以外で、講習会受講者等が審判稼働する場合、原則、審判稼働費（謝金）のみの支払いとし、前項（1）～(5)に定める事項は、適用外とする。
- 2 加盟団体および各種連盟が主管する競技会（地区またはブロック大会）の審判稼働費（謝金）の額は、主管となる団体が決定する。なお、原則、本条項の額を上限とする。

第5条 議決

本規定に定めのない事項は、専務理事が別に定める

第6条 改正

この規定の改正は、執行役員会の議決を経てこれをおこなう。

第7条 付則

本規定は、2017 年 11 月 8 日より施行する。

2018 年 3 月 17 日	一部改訂「施行」
2018 年 6 月 16 日	一部改訂「施行」
2018 年 10 月 10 日	一部改訂「施行」
2018 年 11 月 14 日	一部改訂「施行」
2019 年 6 月 29 日	一部改訂「施行」
2019 年 12 月 4 日	一部改訂（施行日 2020 年 4 月 1 日）
2023 年 6 月 24 日	一部改訂（施行日 2023 年 4 月 1 日）
2024 年 5 月 15 日	一部改訂「施行」（常務理事会で決議後、直近の理事会追認。）
2024 年 6 月 29 日	一部改訂
2025 年 6 月 28 日	一部改訂
2025 年 7 月 16 日	一部改訂（常務理事会で決議後、直近の執行役員会において追認。）